

第193回国会（常会・平成29年1月20日～平成29年6月18日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律

法律名	所管	成立日	公布日	施行日	概要	参考資料
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律	国土交通省	平成29年4月19日	平成29年4月26日	公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度の創設、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等の措置を講ずる。	資料A
都市緑地法等の一部を改正する法律	国土交通省	平成29年4月28日	平成29年5月12日	平成29年6月15日から施行。 附則第1条第2号に掲げる規定は平成30年4月1日から施行。	都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項の拡充、公園施設の設置又は管理を行うことができる者を公募により決定する制度の創設、農業と調和した良好な住環境を保護するための田園住居地域制度の創設、生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期(30年経過後は10年ごとに延長可)等の措置を講ずる。	資料B
土壤汚染対策法の一部を改正する法律	環境省	平成29年5月12日	平成29年5月19日	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行。 一 附則第6条の規定 公布の日 二 第1条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 三 附則第4条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日	土壤汚染に関する適切な管理を推進するため、土壤汚染状況調査の実施契機の拡充を図るとともに、都道府県知事による汚染の除去等の措置命令制度の改善、汚染土壌処理業の許可基準の厳格化及び承継規定の整備、有害物質使用特定施設設置者による土壤汚染状況調査への協力に係る規定の整備等の措置を講ずる。	資料C
水防法等の一部を改正する法律	国土交通省	平成29年5月12日	平成29年5月19日	平成29年6月19日から施行。	最近における気象条件の変化に対応して、多様な主体が連携して大規模な洪水等に対する防災・減災対策を推進するため、要配慮者利用施設における避難体制の強化、都道府県知事等が管理する河川管理施設の改築等及び災害復旧の国土交通大臣等による権限代行制度の創設等の措置を講ずる。	資料D
民法の一部を改正する法律	法務省	平成29年5月26日	平成29年6月2日	公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行。 一 附則第37条の規定 公布の日 二 附則第33条第3項の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 三 附則第21条第2項及び第3項の規定 公布の日から起算して2年9月を超えない範囲内において政令で定める日	社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行う。	資料が大部のため法務省HPをご参照下さい。 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00175.html
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	法務省	平成29年5月26日	平成29年6月2日	民法改正法の施行の日から施行。ただし、第362条の規定は、公布の日から施行。	民法の一部を改正する法律の施行に伴わない、商法その他の関係法律の規制の整備等を行う。	資料が大部のため法務省HPをご参照下さい。 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00176.html
不動産特定共同事業法の一部を改正する法律	国土交通省	平成29年5月26日	平成29年6月2日	公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、附則第16条の規定は、公布の日から施行。	不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、小規模不動産特定共同事業の登録制度の創設、特例事業に係る事業参加者の範囲の拡大、適格特例投資家限定事業の届出制度の創設等の措置を講ずる。	資料E
港湾法の一部を改正する法律	国土交通省	平成29年6月2日	平成29年6月9日	公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。	最近における気象条件の変化に対応して、多様な主体が連携して大規模な洪水等に対する防災・減災対策を推進するため、要配慮者利用施設における避難体制の強化、都道府県知事等が管理する河川管理施設の改築等及び災害復旧の国土交通大臣等による権限代行制度の創設等の措置を講ずる。	資料F
住宅宿泊事業法	国土交通省	平成29年6月9日	平成29年6月16日	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、附則第2条及び附則第3条の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。	我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進する。	資料G